

新潟市中小企業振興資金貸付取扱要領

第1条 目的

この要領は、市内の中小企業組合の協業、共同事業等の事業に必要な資金の円滑化により、組合活動の強化をはかり、中小企業の振興発展に寄与することを目的とする。

第2条 用語の定義

この要領において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号又は第2号に規定する者をいう。

第3条 貸付資金

- (1) 市長は、この制度の運用資金として、別表第1に指定する金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に対し、予算の範囲内の額を預託する。
- (2) 取扱金融機関は、前号の預託された資金の4倍以上の額を貸付するものとする。

第4条 貸付対象

貸付けを受けることのできる者は、中小企業協同組合、協業組合、商工組合又は商店街振興組合等の法定組合とし、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 市内に主たる事務所を有する者
- (2) 組合員の過半数が市内において事業を営む中小企業者をもって組織されている者
- (3) 既に納期を経過した市税を完納している者
- (4) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないもの

第5条 貸付条件

貸付条件は、次の各号のとおりとする。

(1) 資金の使途

組合の事業に必要な運転資金及び設備資金並びに組合員（中小企業者に限る）への転貸資金

(2) 貸付限度額

ア 一組合について次表のとおりとする。

組合員の人数	貸付限度額
所属する組合員が20人以上の組合	1億5,000万円以内
〃 10人以上20人未満の組合	1億円以内
〃 10人未満の組合	8,000万円以内

イ 市長が特別な事由があると認める組合についてはその必要額以内

(3) 貸付期間

取扱金融機関の定めによる。

(4) 貸付金利

1年以内 年1.625パーセント

1年超3年以内 年1.925パーセント

3年超 年2.125パーセント

(5) 返済方法

取扱金融機関の定めによる。

(6) 担保及び保証人

取扱金融機関の定めによる。

第6条 借入申込手続

資金の借入れ申込みは、取扱金融機関の定める様式による借入申込書に次号に定める必要書類を添え市を経由して、取扱金融機関に申し込むものとする。

(1) 添付書類

ア 法定組合であることを証する書面（登記事項証明書）

イ 組合員名簿

ウ 転貸先明細書（転貸資金の場合）

エ 市税の滞納がないことを証する書面

オ 第4条第4号であることを誓約する書面

第7条 貸付の実行

借入れの申込みを受けた取扱金融機関は、貸付けを適当と認めたときは、すみやかに貸付けの実行をするものとする。

第8条 損失補償

貸付けによって生ずる損失は、取扱金融機関の負担とし、市はその責めを負わない。

第9条 報告

取扱金融機関は、毎月末現在の貸付状況を翌月10日までに市長に報告しなければならない。

第10条 融資決定の取消し

市長は、融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合、資金の融資決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正手段により資金の融資を受けた場合

(2) 資金の融資決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合

(3) 第4条第4号に該当しないと認められた場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不適当と認めた場合

2 市長は、前項の規定により資金の融資決定を取り消した場合は、その旨を当該融資決定を受けた者に通知するものとする。

附 則

この要綱は平成13年6月18日から施行し、同日以降の貸付から適用する。

附 則

この要綱は平成14年9月11日から施行し、同日以降の貸付から適用する。

附 則

この要綱は平成17年9月12日から施行し、同日以降の貸付から適用する。

附 則

この要綱は平成21年3月23日から施行し、同日以降の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業振興資金貸付取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業振興資金貸付取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業振興資金貸付取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

別表第1（第3条関係）

株式会社商工組合中央金庫
